様式第2号（第2条関係）

（表）（裏）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　号  市税犯則事件調査吏員証  写真　　　　　　　　所属　　部　　課  はり付  職氏名  契  　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日生  印  　　年　　月　　日発行  丸亀市長　氏名 | | |  |  | １　本証は、市税に関する犯則事件の調査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。  ２　本証は、関係人の請求があったときは、何時でも、これを提示しなければならない。  ３　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 |
|  |  |
| 60ミリメートル |  |
|  |  |
|  |  |
|  | 90ミリメートル |  |  |  |  |
|  |  |  |  |